

「国際移住と開発」の議論に移住者の人権の視点を

3月号の本欄で、IMADRが「人身売買・搾取的移住に反対する国際キャンペーン」を立ち上げたことを述べた。そのキャンペーンの一環としてIMADRを含む14のNGOは、7月9～11日にベルギーのブリュッセルで開かれた「移住と開発に関するグローバルフォーラム」(GFMD)に際し、共同声明を発表した。

155カ国の政府代表と国際機関にNGO関係者も加わり約800人が参加したGFMDは、昨年9月の国連「移住と開発に関する首脳級会合」に引き続き、移住と開発との相互連関を考察し、両者の望ましい関係や取るべき方策を話し合う場として開催された。

「人的資本と労働移動」「(移住者による出身国への)送金」といった議題の立て方からもうかがえるが、そこでの議論の出発点にあるのは、移住者を第一義的には「労働力」ととらえ、国境を越えた労働力の移動をいかに「南」の送出国と「北」の受入国の双方の発展に役立てるか、という問題意識だといえる。そこからは、移住者個々人の人権や安全をどう守るかという観点はしばしば抜け落ちるが、あっても二義的なことが多い。

このような問題設定の枠組みに懸念を抱いたIMADRは、GFMD出席者にむけた共同声明の提出を呼びかけ、草案を示して意見を募った。まとめられた最終版に、アジア、アフリカ、南米を拠点に女性の人権と健康、人身売買、非正規移住者支援などの分野で活動する13団体が賛同を表明した。

声明は、「国の経済発展に資する国際移住」の追求が受入国の選別的な入管政策と結びつくと、非熟練労働に従事する移住者、とくに非正規移住者の搾取や不安全が増大する危険があると指摘。そのうえでフォーラム出席者に次の5点を求めた。

1. 人権理事会や人権高等弁務官をはじめとする国連の人権機構の十全な参加のもと、移住者の人権、安全を中心にすえた議論を。
2. 国連の関係部局の相互協力により、国際組織犯罪の監視・管理・処罰だけでなく移住者の人権と安全の保障の観点から、人身売買や密航を含む移住のさまざまな側面について調査を。
3. 各国政府は非正規移住者も含めすべての移住労働者の団結権の保障を。また、自助組織、NGO、社会運動を通じた意見表明の機会の保障を。
4. 収容所やシェルターなど、受入国における非正規移住者のための公的施設を市民社会との協力のもとに監視し、移住者への処遇を公開すること。
5. 受入国は移住者を自由貿易市場の労働力商品としてではなく、あらゆる基本的人権を備えた人間として遇すること。すべての国連加盟国は移住労働者権利条約を遅滞なく批准し、とくに人身売買された女性と子どもに、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約をはじめとする国際人権条約および関連のILO条約に掲げられた権利を等しく保障すること。

以上に取り組むことが「出身国と目的地国の双方において移住者の人権、安全、福利が保障されるような、公正で持続可能な国際移住の実現につながる」と結んだ。

GFMDが移住者の人権を軽視しているというのは、関心あるほとんどのNGOに共通する認識だったと言える。しかし、そうした声をGFMDの内容に十分反映できる仕組みになっておらず、その点にも批判が集まった。というのは、10日・11日の政府間会合に先立つ7月9日に「市民社会会合」が設けられたものの、そこに参加できる団体が制限されていただけでなく、政府間会合にNGO代表として出席できたのはさらにそのうちのたった5団体だったのである。

そこで、GFMD政府間会合の内容を批判的に検討し、より多くのNGOの声を聞き、「人権」を正面にすえて議論するため、移住の分野で活動するNGO数団体が独自に共催して、10・11両日、政府間会合と並行して「移住・開発・人権に関するグローバル・コミュニティ対話」が開かれた。世界各地の200あまりのNGOが集まったこの会合には、IMADRからヘレン・サックスタイン顧問も参加した。

次回GFMDは2008年にフィリピンで開催されることが決まっている。キャンペーンでは来年にむけ、複数団体の協力のもと、多様な角度から人身売買・搾取的移住の問題に迫る文書づくりを計画している。(荒井撰子)